

◆◆ 会議録(要旨)◆◆

会議テーマ	令和4年度 第3回阿南市環境保全推進協議会		
開催年月日	令和5年1月26日(木)	資料の有無	無(有)
会場	阿南市役所6階 602・603・604会議室		
出席者	<p>【委員】(12人)            箕島委員、山本委員、鎌谷委員、柴山委員、手操委員、東委員、横手委員、田上委員、豊岡委員、坂田委員、尾崎委員、岩浅委員</p> <p>【オブザーバー】(3人)            環境省中国四国地方環境事務所 常富オブザーバー、三田オブザーバー            徳島県グリーン社会推進課 小林オブザーバー</p> <p>【事務局】(5人)            企画政策課 東課長            ゼロカーボン推進室 山田室長            環境保全課 松原課長、山口課長補佐、松田係長</p> <p>【市】(15人)            表原市長、桑村政策監            岡田企画部長、吉積総務部長、岡部危機管理部長、吉村市民部長、石本環境管理部長、吉岡保健福祉部長、橘産業部長、豊田建設部長、倉本特定事業部長、藤原水道部長、町田消防次長、阿部議会事務局長、市瀬教育部長</p>		
欠席	山崎委員、鎌倉委員		
傍聴者	3人		
内 容			
<p>【次第】</p> <p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 中長期的な取組への意見等に対する「市の考え方」について</p> <p>(2) 2025年度までの短期的な実践計画について</p> <p>(3) 地方公共団体実行計画協議会の組織について</p> <p>(4) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について</p> <p>(5) 阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)改訂版の素案について</p> <p>3 閉会</p>			

## 1 開会 10:00

(箕島会長)

委員の皆様にはご多用の中、また厳しい寒さにもかかわらず会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。

市長は若干遅れておりますが、後ほどご出席とのことでした。

市幹部の皆様には、公務ご多用の中、本協議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

先ほど、事務局から説明がございましたが、今回から、「区域施策編(改定版)の素案」にテーマを移し、2030年に向けた市民、事業者、行政の地球温暖化対策について協議したいと考えております。

今後、パブリックコメントも予定されていますので、協議会としての議論を整えていきたいと考えております。それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会議の終了予定時刻は正午でございます。スムーズに進行していきたいと考えております。

ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 2 議事

(箕島会長)

それでは議事に移ります。Webでご出席の方々、音声は聞こえていますでしょうか。大丈夫ですか。

本日の議題は5件でございます。

### 議題 1 中・長期的な取組への意見等に対する「市の考え方」について

最初に「中・長期的な取組への意見等に対する「市の考え方」について」を議題とします。

事前に配付しております「資料 1」をご覧ください。

第2回推進協議会において、委員の皆様からいただいた「短期的及び中・長期的な取組への意見等」に対する「市の考え方」が示されております。

資料の説明は省略し、早速質疑、意見交換を行いたいと思います。

「市の考え方」について、確認しておきたいことなどがございましたら、ご発言いただけませんか。

(委員一同)

意見なし

(箕島会長)

意見がないようですので、議題 1 はこれで終わりにして、次に移りたいと思います

### 議題 2 2025年度までの短期的な実践計画について

(箕島会長)

続きまして、「2025年度までの短期的な実践計画(3か年計画)案について」を議題とします。

第2回会議におきまして、「短期的な実践計画」の概要案が示されましたが、今回は、年度別に具体化した3か年計画が示されています。

まずは、各施策の概要を確認した上で、質疑応答や意見交換を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

企画政策課ゼロカーボン推進室の山田です。

「2025年度までの3か年の実践計画」の概要案について、ご説明させていただきます。

「資料2」をご覧ください。

取組の概要につきましては、前回の会議で説明をさせていただいておりますので、いくつか取組をピックアップして、ご説明させていただきます。

なお、現在、予算編成の最中でありまして、予算額が確定しておりませんので、事業費につきましては、記載をしておりますのでご了承ください。

はじめに、「市における取組」について、職員の意識啓発・環境教育の推進として、小中学校における「とくしまグリーン・トランスフォーメーションスクールの実践」について、令和7年度までに17校での実施をめざして取り組み、環境教育の充実と実践を図ることとしております。

次に、「グリーン購入・契約の推進」について、市では、環境負荷の少ない物品等を率先して購入するため、令和4年度に「グリーン調達基本方針」を定め、物品及び公用車の購入から推進し、適宜、実施範囲を拡大していくこととしております。

裏面をご覧ください。

「公用車の次世代自動車の購入及び総量の適正化」については、1台から5台を目安に、年次的に電気自動車に買い替えるとともに、全体の台数も徐々に削減していくこととしております。

次に、「公共施設における省エネ改修・再エネ導入の推進」についてです。

公共施設の再エネ化の取組として、令和6年度からESCO事業を導入する予定で、現在、那賀川図書館におけるESCO事業の提案者を募集しております。

また、太陽光発電設備の設置による再エネ電力の調達について、現在、設置可能性のある建物の洗い出しを進めており、国の補助金の活用とあわせて、調査・検討をしていくこととしております。

3枚目をご覧ください。

「事業者向け対応・支援」のうち、1つ目の「中小零細事業者向け普及・啓発活動」について、中小零細事業者を対象に、脱炭素経営への転換を促進していきたいと考えており、その支援策として、令和5年度において脱炭素経営等に関する勉強会の開催を、令和6年度からは、脱炭素経営の実践につなげていくためのセミナーの開催を検討しております。

また、このセミナーの実施と連動させた取組として、3つ目にある「ゼロカーボン宣言事業者」に対する市独自の支援策を検討することとしており、ゼロカーボンシティの取組に賛同していただいた、脱炭素経営を実践又は導入しようとする事業者等を対象にした、省エネの取組や、再エネ設備の導入に対する支援策を検討し、公民連携による脱炭素社会の実現に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

4枚目をご覧ください。

市民向けの施策として、「地球温暖化対策の啓発活動」では、ホームページの充実をはじめ、啓発用パネルの作成や活用のほか、出前講座を5か所以上で開催していくこととしております。

2つ目の「市民によるクール・チョイスの実践活動に係る支援」として土の力で生ごみを分解する生ゴミ処理機「キエーロ」を補助対象として追加し、「生ごみ処理機購入補助制度」を拡充することにより、家庭から出される「生ごみ」の減量化を促進します。

また、居住誘導区域内において、一定の省エネ基準を満たした住宅を新築又は取得した方に対する補助制度として、既存の制度を改正し、「2025年度新築住宅の再エネ義務化」に先駆けて、住宅の省エネ化を促進し、コンパクトシティの実現をめざしてまいります。

また、従来の太陽光発電設備の設置補助制度を拡充し、電気自動車やプラグインハイブリッド車の大容量バッテリーを、家庭で有効活用するためのシステム「V2H」や蓄電池の購入に対する補助制度を新設して、太陽光発電により昼間に発電した電力を夜間に使用したり、電気自動車等に蓄えられた電力を家庭用に有効活用することにより、再エネ電力の普及拡大と自家消費を促進してまいります。

5枚目をご覧ください

1つ目の「促進区域の設定及び再エネ事業の誘致」については、議題4において、詳しくご説明をさせていただきます。

以下、「洋上風力発電に係る調査事業を踏まえた次なるステップへの実現可能性の道筋」及び「脱炭素先行地域づくり事業の検討」につきましては、前回の会議でご説明させていただいたとおりでございます。

以上、2025年度までの短期的な実践計画についての概要といたします。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

(箕島会長)

ありがとうございました。

この件について何かご質問、ご意見等はございますか。

(坂田委員)

阿波銀行の坂田です。よろしくお願いいたします。3枚目の①中小零細事業者向け普及・啓発活動の中にある、「ゼロカーボン宣言事業者」に認定された場合、どういうことでメリットが出るのか。例えば、うちで、ゼロカーボンであったり、いわゆるエコに対して資金提案をしていきます、となってきたときに、阿南市からもこういう補助が受けられるみたいなことで連携して提案していったら、うちも資金の提案であるとかいろいろ提案ができやすいと思うのですが、具体的なことがあるのであれば、教えていただけたらと思うのですが、お願いします。

(箕島会長)

ありがとうございました。

このことについて市からの回答をお願いします。

(事務局)

事務局から回答させていただきます。

ご質問いただきましてありがとうございます。現在、まだ検討段階ではございますが、他の自治体の事例を参考にさせていただきますと、これから市が実施しようとする脱炭素経営のセミナーなどに取り組んでいただき、脱炭素経営に取り組んでいただくインセンティブとして制度設計ができないか検討していきたいと考えていることです。

現段階では、まだ具体化できておりませんが、ゼロカーボンシティをめざす取組に賛同していただいた事業者の皆様への支援策として検討したいと考えております。

(箕島会長)

坂田委員、よろしいですか。

(坂田委員)

具体的にわかりました。ありがとうございます。

(箕島会長)

ほかにご質問、ご意見等はございますか。

(岩浅委員)

事務局に用語の使い方の考え方についての質問です。

市民向けの地球温暖化対策の啓発活動であるとか、事業者向けの②番の地球温暖化防止や生物多様性の保全のところ、地球温暖化というワードが使われておりますが、その温暖化啓発活動とかに当たって、温暖化のみならず、いわゆる気候変動、気候危機という言い方も最近はありますけれど、より幅広いまだスタンスをやっている中で目標というか、気候変動・気候危機といった用語が最近によく使われるわけですけど、あえて次の段階にしているのか、それとも来年に広げてそういう要望に変えていくのか、そのあたりのお考えをお聞かせください。

(箕島会長)

回答をお願いします。

(事務局)

事務局から回答させていただきます。

まず温暖化対策と気候危機の違いの理解の仕方でございます。

少し専門的ではございませんが、事務局的には、地球温暖化というのは、人間の活動がもたらすことによる地球の温暖化ということで、人間を主体にしたもので、気候変動の方については、現在、国県は適応編という形での計画の策定をしております。そういった人的活動に伴う地球温暖化に伴う気候変動、それに対応していく形での取組になろうかなと思っております。

まず、市としては、適応編の策定につきましては、今後の取組課題としておりまして、まず、この人的活動に伴う地球温暖化を防止していくところにスポットを当てまして、市民活動に対する普及啓発を図っていきたく、そのように考えているところでございます。よろしく申し上げます。

(箕島会長)

岩浅委員、よろしいでしょうか。

(岩浅委員)

確認できましたので、大丈夫です。

(箕島会長)

ほかにご意見はございますか。

(豊岡委員)

「ゼロカーボン宣言事業者」に対する市独自の支援策についてですが、兵庫県は、地球温暖化対策の設備を導入する場合、低金利で貸し付けをしているようです。神戸市はベンチャー企業の応援など独自の取組をされております。現在、阿南市の協議会には、金融機関と一緒におりますので、事業者が設備投資したいとか、省エネ化をしたいとか、そういうことに対して、ぜひ独自の、阿南市ならではの応援施策を作っていたいただきたいというのが1つです。

次は、5ページに独自の事業案がありますが、木質バイオマスに関する施策が全くないのと、熱に関する施策も全くありません。阿南市は森林の竹のポテンシャルがたくさんあります。熱に関しても、廃熱もたくさん出る事業者もありますので、いろんな熱利用ができると思いますので、考えていただきたいと思います。

そして、脱炭素先行地域づくりに応募するには、熱利用をしっかりと入れていかないと、だいぶ厳しい条件になってきたかと思っておりますので、阿南市ならではの資源を生かした先行地域の検討を行っていただきたいと思っております。

あともう1点、洋上風力です。

促進区域の設定及び再エネ事業の誘致については、既に、国がたくさんメニューを出しています。例えば

自分たちで事業をやるのではなくて、研究開発をしている企業に海域を貸し出すような応募も始まっていますので、そういう企業と組んで、まず技術開発に対する海域を貸し出すとか、また、そのメリット、具体的なビジョンについても、もうだいぶ前から国からどんどん出てきており、やらないとなかなか時間がかかりますので、目標達成は厳しいのではないかと思います。前向きに検討いただいておりますが、さらに国のメニューを見ながら検討いただけたらと思います。

以上です。

(箕島会長)

ありがとうございました。3件ございます。

まず、1件目、新たな補助金事業ですが、回答をお願いします。

(岡田企画部長)

新たな補助金の件について、現在、阿南市では、「チャレンジ都市阿南」という形で新規事業者に対して、SDGs でありますとか、ESG経営でありますとか、それに加えて、また脱炭素に取り組む新規事業について、独自の補助金制度を設けて今年度活用しております。その制度の幅を広げ、そういう意味で脱炭素の方にも視点を当てて、補助できるような制度にしたいと考えております。

「チャレンジ都市阿南」の委員会にも金融業者さんもおりますので、その中で融資の方も、別枠としていろいろ議論しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(山本委員)

先ほどの坂田委員さんから、事業者に向けての補助を含めて市独自の支援ということでお話いただきましたが、基礎的自治体として、どういう形の支援ができるか、という点です。

国のグリーン成長戦略では、金融と財政税制と規制緩和が大きな柱立てになっており、規制緩和や独自の金融政策も展開しています。

そうした中、例えば税制でありましたら、国税・県税があつて市税という枠組みにおいて、設備投資固定資産税的な話できるのかどうなのか。また、キャッシュとしての真水の財政支援など、基礎的自治体ができるフィールドやカテゴリーの中で、どういう支援が可能なのかを、この3年間の中で制度設計をさせていただきたいと考えております。

財政規模も予算規模として300億円の本市でございますので、身の丈に合った形にはなろうかと思いますが、そういう形で考えていきたいと思っております。

(箕島会長)

どうもありがとうございました。

次はバイオマスと熱の有効利用についてです。

(橘産業部長)

産業部の橘といいます。よろしく願いいたします。

バイオマスの資源としての有効活用については、本市としても注目しているところでございます。

バイオマスの燃料として有効利用の技術の確立、また先ほどもおっしゃられました、竹の利用についても、有効性とか保存方法による環境に与える影響など、十分調査研究した上で、今後、利用可能かどうかというのを見極めながら、その計画を検討していきたいと考えております。

(箕島会長)

豊岡委員、よろしいですか。

(豊岡委員)

ありがとうございます。バイオマスから言うと、既に実証が終わって実用に入っている技術もたくさんございますので、ぜひともそういうところと意見交換をし、また、竹の活用をしている自治体もたくさんございますので、進めていってくださればと思います。

さらに、未利用材の森林資源を熱利用しているところもたくさんございまして、神戸市は、独自に里山公募債みたいなものを金融商品として市民に提供しながら、金利をつけるということもやっておりますし、市自ら里山を燃料林として切っているという事業も始まっております。

急激に、エネルギーの地産地消が進められていますので、ぜひ阿南市も進めていただきたいと思います。

また、先ほどの補助金とおっしゃいましたけれども、補助金というよりも制度融資です。

積極的に設備を入れたいというところに対しての融資制度を、独自で考えていただけたらと思います。

以上です。

(箕島会長)

田上委員

(田上委員)

阿南市消費者協会では、食用油の廃油で石鹸を作り、消費者祭で販売していますが、先日テレビのニュース番組で、食品産業から出る廃油が、バイオディーゼル燃料として、電車の燃料に使用されている地域があることが報道されていました。廃油の回収業者の人が、飲食店からの廃油を一滴もこぼさないようにと、トラックに積んでいました。

食品産業の次に目をつけているのが家庭から出る廃油だそうです。地産地消であると言っていました。私は天ぷら油の廃油は、ペットボトルに貯めておき、中野島総合センターの廃油の回収置き場に持っていきます。しかし公民館まで持っていくことが面倒なのか、利用している人は少ないようです。

そこで市に提案ですが、家庭から出る廃油は、再生エネルギーになることをPRして、月に1回でも回収していただくような、一歩進んだ取組をしていただければなというお願いをいたします。

(箕島会長)

ありがとうございます。家庭から出る廃油をバスとかに使うというのは、相当前から実施されていますので、参考にさせていただければと思います。

それでは次に豊岡委員の洋上風力の件についてお願いします。

(事務局)

豊岡委員さんのご発言の中で、洋上風力に関する技術開発について、海域の貸出し提供についてご意見がありました。

この部分についてご回答させていただきます。

洋上風力発電の低コスト化に向けての技術開発については、国から、今後、海域での実証実験を行う候補海域の募集及び選定が始まるという情報提供はありました。

このことについては、地域、場所、また利害関係者の特定など、関係者を固めたところで、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。一足飛びに洋上風力の開発という形にはいかならないと思いますが、まずは、技術開発の面について、海域の提供ということが可能かどうかも含め、利害関係者また関係団体と

慎重な検討を行ってまいりたいと考えております。

現時点では、具体的にというところにはいきませんが、引き続き、可能性も含めまして慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

(箕島会長)

豊岡委員、よろしいですか。

(豊岡委員)

お答えいただいてありがとうございます。

洋上風力についても次々にメニューが出てきております。あちこちで取組が進められており、これも大きな産業形成にもつながると思いますので、前向きにご検討をお願いします。

(箕島会長)

ありがとうございました。ほかに、ご意見ありますでしょうか。

(尾崎委員)

阿南信用金庫の尾崎です。よろしくお願いします。

4枚目の市民向け対応・支援の「居住誘導区域内における省エネ住宅新築・取得の推進」というところですが、この居住誘導区域が阿南駅の東手側のエリアですか、区域が十分把握できていませんが、どのくらいの件数に対して対応ができるのかということです。

エリアを絞りすぎると、省エネ効果がいきわたらない可能性もあるのではないかと。せっかく予算立てしても、全部消化できなければ非常にもったいないので、もう少しエリアを広げて、幅広く普及に努めるのも一つではないかと思うのですが、ご見解をいただけたらと思います。

(箕島会長)

回答をお願いします。

(豊田建設部長)

建設部の豊田と申します。よろしくお願いいたします。

ご質問の居住誘導区域ですが、現在、阿南市では、都市計画区域内において、JRの駅周辺を居住誘導区域として、阿南駅周辺、羽ノ浦駅周辺、JR阿波中島駅周辺、見能林駅周辺、阿波橋駅周辺、それと橋町の一般国道55号周辺の6か所で設定をしております。

この補助の内容といたしましては、居住誘導区域内において、省エネ基準を満たす住宅を、この区域内において新築・取得した方に対して補助金を交付することとしております。

この「住んでみんなでANAN事業」というのは、令和元年から時限的に3か年実施しました。事業としては、引き続き、令和4年の1年間だけ延長しまして、省エネは関係なく居住誘導区域内ということ限定しておりました。ただ市民からのニーズといたしますか、ご要望も少なく執行率が低い状況でした。

「住んでみんなでANAN事業」の名称は変えたいと考えており、庁内の検討委員会で諮りたいと思います。

基本額として50万円、それからそれに加えて、移住加算であるとか子育て加算についても加算金をそれぞれ20万円というような形でマックス90万円程度の金額を現在考えており、年間で一応10件ぐらいを想定しております。以上です。



(箕島会長)

尾崎委員、よろしいでしょうか。

ほかにご意見ありますでしょうか。

<意見なし>

どうもありがとうございました。

現在、令和5年度当初予算の編成途中ということで、具体的な予算は示されていませんが、現計画に位置づけられている対策や施策の強化にとどまらず、新たな施策も多く盛り込まれており、全体として意欲的な計画になっていると思います。新たにいろいろ意見が出されておりますので、今後の参考にしてよりよい施策にしていいただければと思います。

ほかにご意見がないようですので、議題2については、これで協議を終わります。

### 議題3 地方公共団体実行計画協議会の組織について

(箕島会長)

続きまして、「地方公共団体実行計画協議会の組織について」を議題とします。

地球温暖化対策推進法第22条において規定された、地方公共団体実行計画協議会を組織することについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題3につきましては、スライドの方でご説明をさせていただきたいと思いますのでスライドをご覧ください。

地球温暖化対策推進法第22条において、市は「地方公共団体実行計画協議会」を設置できるとされております。その構成員は、市の職員や関係行政機関、関係地方公共団体のほか、地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する事業者や住民、市が必要と認める方などとされております。

協議会の役割は、主に2つあり区域施策編において、「温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項」や「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定めようとする場合に協議すること、また、「地域脱炭素化促進事業」において、事業者から事業認定の申請を受け付ける前に、協議会において計画内容について、協議することと規定されております。

「資料 5-1」の資料編42ページをご覧ください。本市は、平成29年10月に「区域施策編」を策定し、市域全体を対象とした温室効果ガス排出量の削減に向けて、行動計画を円滑に実施するため、条例により本協議会を設置しており、協議会の構成員や役割は、法律で位置づけられた実行計画協議会の内容とほぼ同じであると考えております。

なお、「地域脱炭素化促進事業」に関することにつきましては、議題4において詳しくご説明をさせていただきますが、その前提として、本推進協議会を改正温対法に規定された「地方公共団体実行計画協議会」として位置づけ、計画の策定や地域脱炭素化促進事業に関する協議をお願いさせていただくことについて、ご承認を賜りたいと考えております。

以上、「地方公共団体実行計画協議会を組織することについて」のご説明とさせていただきます。

ご協議のほどよろしく申し上げます。

(箕島会長)

ありがとうございました。

事務局から、本協議会を改正温対法に規定された地方公共団体実行計画協議会に位置づけたいとの説明がございました。

区域施策編の改定版を改正温対法に規定された「地方公共団体実行計画」とし、本協議会を改正温対法に規定された「地方公共団体実行計画協議会」に位置づけたい、との説明でございました。

阿南市環境保全推進協議会設置条例と照らし合わせても、協議会の設置目的や役割は改正温対法でいう「地方公共団体実行計画協議会」の目的等に合致するものであると考えられます。

ただし、地域脱炭素化促進事業における協議については、本協議会の役割として条例に規定がございません。

この点についてどのように考えたらよろしいでしょうか。事務局、お願いします。

(事務局)

改正温対法第22条の規定に基づく「地方公共団体実行計画協議会」に位置づけることにつきまして、本会議でご承認を賜りましたら、今後におきまして必要な条例の見直しを行い、事業の実施に向けた体制を整えてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

(箕島会長)

ありがとうございます。

このことについて、委員の皆様、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

この協議会につきましては、地域脱炭素化促進事業における協議に関する規定はありませんが、この協議会で承認を受けると、条例改正をして衣替えするという提案でございます。

オブザーバーの方もよろしいでしょうか。それではお諮りしたいと思います。

本協議会を、改正温対法第22条の規定に基づく「地方公共団体実行計画協議会」に位置づけることについて、ご異議ございませんでしょうか。

(委員)

「異議なし」の声あり

(箕島会長)

「異議なし」という声がありました。ほかの委員の方は、よろしいでしょうか。それでは「異議なし」と認め、本件については承認することとし、今後は、本協議会を地球温暖化対策推進法第22条の規定に基づく「地方公共団体実行計画協議会」として運用していくものとします。

#### 議題4 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について

続きまして、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について」を議題とします。

地域脱炭素化促進事業は改正温対法において規定された、地域における円滑な再生可能エネルギー事業の導入の促進を図るための取組であり、市が実行計画を策定する際、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが努力義務化されております。

市では、今回の計画の見直しにあわせて、区域施策編に「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定めることとし、素案「第13章」に係る事項が示されているところです。

区域施策編(改定版)の素案を協議する前に、この事項を先に協議しておきたいと思っております。

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」につきまして「資料4」に基づき説明をさせていただきます。なお、文章等が非常に長くなっている資料でございますので、スライドを併用しながらご説明をさせていただきます。

改正温対法第21条第4項の規定により、市が区域施策編を策定する場合には、「地域脱炭素化促

進事業の促進に関する事項」を定めることが努力義務化されました。これを受け、市では、平成29年10月に策定した「阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)」を改定するにあたりまして、徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定めることとしております。

地域脱炭素化促進事業は、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るもので、県が定める環境配慮基準に基づき、市が再エネの促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組みでございます。

地域主導により、地域と共生し、地域課題の解決や地域経済の活性化につながる再エネ事業を誘致することができるのが、この制度の特徴で、事業者にとっては、あらかじめ市において、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題が「見える化」されることにより、実施する事業の予見可能性が高まること、事業計画が定められた要件に該当する場合は、関係許可等、手続きのワンストップ化の特例の対象となること、環境アセスメントの配慮手続きの省略等に加え、促進区域において、事業を実施することにより、国の補助金を受けやすくなるといったメリットがございます。

こうしたことから、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的として、積極的に事業を促進していきたいと考えております。

また、本事業を実施するにあたりましては、地域住民にとって安心・安全な再エネの導入、阿南の豊かな自然・生態系・景観に配慮した再エネの導入、地域社会、地域経済の健全な発展に資する再エネの導入を基本として、事業を促進することとしております。

2ページをお開きください。

地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を「促進区域」といいます。

前のスクリーンをご覧ください。地域脱炭素化促進事業は、「促進区域」を設定することから始まります。

まず、環境省令や県基準で定められている「促進区域」に含めないこととする区域を除外し、さらに市において、環境保全や社会的配慮等の観点から除外するエリアがないかを検討を加えます。

本市では、県基準により定められた「促進区域に含めない区域」のほかに、都市公園やその他の公園、市指定文化財を除外することとしております。

また、促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項として、県基準により定められた「配慮事項」のほかに、市独自の配慮事項として、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を追加しています。

県基準による「促進区域に含めない区域」及び「考慮すべき区域」等は、徳島県総合地図情報システムで公表されており、本市も同様、事業の開始時期に合わせて、公開型の地図情報システムにおいて、促進区域等の情報を公表していくこととしております。

資料の2ページの上段までが、地域脱炭素化促進事業を実施するにあたっての基本的な考え方についての説明とさせていただきます。

次に、区域施策編(改定版)において定めようとする、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」の内容について、ご説明をさせていただきます。

2ページ下段、温対法第21条第5項において、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」として、「5つの項目」と「2つの取組」が規定されています。これらの事項について、次のとおり定めたいと考えております。

3ページをお開きください。

1つ目の項目、「地域脱炭素化促進事業の目標」です。

目標値は、促進区域の候補となる市が所有する公共施設の屋根及び土地に太陽光発電設備を設置した場合に見込める太陽光発電の導入容量として、スクリーンに表示しております、2030年に4,300kW増の8万7,956kWとしております。資料はここを空欄としておりましたので、お手数ですがご記入をいただきます。

すようお願いいたします。

次に、2つ目の項目、「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)」について、ご説明をさせていただきます。

資料には記載していませんが、促進区域は、再エネの種類ごとに設定することとなっております。また、地域脱炭素化促進事業制度の促進区域として設定できないエリアは、次の4つの海域とされております。再エネ海域利用法で対象としている一般海域、港湾区域、低潮線保全区域、海岸線保全区域となっております。このエリア以外の市域から、県基準による「促進区域に含めない区域」及び市で定めたエリアを除外したエリアが、「促進区域」の候補となるエリアとなります。

徳島県の地図データを用いて説明をさせていただきますと、赤で着色されているところが「促進区域から除外すべきエリア」で、先ほどの海域を除き、赤で着色されていないところが「促進区域」の候補地となります。

次に、この候補地となるエリアから、具体的な「促進区域」を抽出し、再エネ事業の導入を促進することとなりますが、この上に「考慮すべきエリア」に色をつけると、このようになり、さらに「考慮すべき施設」を重ねますと、山林部以外にほとんど「白地」が見えなくなりました。

施設のマークが、少し大きく表示されておりますが、何も考慮せずに「促進区域」を設定できるエリアは、限られていることが、お分かりいただけると思います。

「促進区域」を設定する際は、まず、これらに該当しない区域から優先的に「促進区域」を検討することとされており、その考え方の1つとして、広域で検討する「広域的ゾーニング型」が理想的とされているところであります。

一方、環境への配慮や、地域の合意形成が円滑に図られやすい「公有地・公共施設活用型」は、より早期に「促進区域」を抽出し、積極的に再生可能エネルギーの導入を図っていくことが可能であるのが特徴でございます。

本市においては、県の環境配慮基準を踏まえ、「公有地・公共施設活用型」として、「市が所有する公共施設の屋根」及び「市が所有する土地」を「促進区域」と設定し、事業者からの提案を受ける「事業提案型」とあわせて、段階的に「促進区域」の抽出と設定に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

資料の4ページをお開きください。

促進区域の1つを「市が所有する公共施設の屋根」と設定しましたので、次は、その候補となる施設を抽出する必要があります。

公共施設の屋根への太陽光発電設備の設置可能性を検討するに当たりましては、環境省の「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール」を用いて、判定する方法に加え、本市が定める「公共施設個別施設計画」や「長寿命化計画」など、公共施設の将来の方向性の観点からも検討を加え、促進区域の候補となる公共施設を抽出することとしており、現時点で抽出している施設及び土地全てに太陽光発電施設設備を導入した場合における発電容量を、項目1の目標値である4,300kWとしているところでございます。

5ページをご覧ください。

3つ目の「促進区域において整備する地域脱炭素化促進設備の種類及び規模」について、先ほども説明をさせていただきましたが、促進区域は再エネの種類ごとに設定することとなっております。

地域脱炭素化促進事業の対象となる再エネ施設は、大きくは「発電施設」と「熱供給施設」に分けられ、このうち発電施設には、「太陽光」「陸上風力」「水力」「地熱」「バイオマス」があります。

本市では、市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャルや実際の導入状況のほか、県において環境配慮基準が公表されていることなどを踏まえ、促進する再エネの種類は、「太陽光発電」としております。

また、規模については、「徳島県環境影響評価条例」の規定により、環境アセスメントの実施が必要かどうかを判定する規模が、2万kW以上となっていることから、市が窓口となって認定する太陽光発電の規模は、「2万kW未満」としております。

次に、4つ目の「地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事

項]について、「地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること」としております。これは、単に地域脱炭素化促進施設の整備を進めるだけではなく、当該施設を地域の脱炭素化につなげることが重要であるためです。地域に再生可能エネルギー施設の導入を促進し、電力の地産地消の拡大を図ることは、地域の脱炭素化や地域経済の活性化につながるだけではなく、災害時におけるエネルギー供給の安定化にも寄与することから、切迫する南海トラフ巨大地震への備えとして、災害時のライフラインの安定的な確保という視点からも、電力の地産地消を促していきたいと考えているところでございます。

次に、5つ目の「地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実行すべき取組に関する事項」のうち、「地域の環境の保全のための取組」について、温対法では、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて、「地域の環境の保全のための取組」も行うものとされております。

促進区域を設定した後、事業を実施するに当たっては、一定の支障のおそれの判明しうることが懸念される場合においては、本事業に求める「地域の環境保全の取組」に適切な措置を位置づけておくことにより、事業者において適切な措置が講じられることを担保することとなります。

本市では、反射光や騒音対策のほか、地質、生態系、景観などへの影響に対する措置や、埋蔵文化財等への配慮事項を定め、自然的・社会的条件に応じた再エネ導入を促進してまいりたいと考えております。

8ページをお開きください。

「地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実行すべき取組に関する事項」のうち、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として、地域課題の解決につながることで、地域の防災対策の推進に資すること、地域経済の活性化に貢献すること、の3つを定めております。

こうしたことにも取り組んでいただくことにより、地域脱炭素化促進事業が地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質の向上をさせる地域創生につながることを期待しているところでございます。

9ページをご覧ください。

地方公共団体実行計画協議会を組織することにつきましては、先ほど議題3において、ご承認を賜りましたので、議題4において、区域施策編に、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を位置づけることについて、改めてご協議をお願いしているところでございます。

最後に、地域脱炭素化促進事業の事業計画の認定に係る手続きについて、事前の協議から認定までのおおよその流れをイメージ図でお示しさせていただいております。

改正温対法では、事業者が、地域脱炭素化促進事業の事業計画を申請する前に、協議会に協議しなければならないこととなっており、本市としては、本推進協議会の枠組みを利用して、事前の協議をお願いしたいと考えているところでございます。

なお、申請から認定までの手続き等については、今後において作成するガイドラインに則って行うこととしており、ガイドラインは次回の会議において、お示しをさせていただく予定としております。

以上、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」についての説明とさせていただきます。

ご協議のほどよろしくお願いたします。

(箕島会長)

ありがとうございました。

初めての取組ですので、分からない点もあると思いますが、質疑を通して理解を深め、協議を整えていきたいとも思います。

項目は全部で6項目ございます。

まず、関連する最初の3項目を一括して協議したいと思います。

地域脱炭素化促進事業を実施する「促進区域」は、市が所有する公共施設又は土地で、促進区域に整備する地域脱炭素化促進施設は、「太陽光発電」とし、「約8万 8,000kW」の電力を確保するという「目標」を掲げています。また、整備する太陽光発電の規模は、県による環境アセスメントの要否判定が必要となる

「2万kW未満」と設定されています。

これらのことについて、ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

(尾崎委員)

10年間で4,300kW増で、公共施設又は土地を使うということなんですが、そういった敷地面積がどれくらいあるものなのか、というところを教えてくださいと思うんですが。

対象となる土地が今いくらあって、建物に関しては多分診断でできないできるはあると思うんですが、まず敷地に関しては対象となりうる有効値っていうのが、そもそもこの4,300kWを満たすそれだけのキャパがそもそもどれくらいあるのかという質問なんです。

(事務局)

建物については、約2万8,000平方メートル、土地については、未利用不動産として約6,000平方メートルで、合わせて約3万4,000平方メートルですが、検討段階での数値ですので、確定したものでございません。

(尾崎委員)

4,300kW増加させるんだったら、これだけのもので一応は賄っていけるだろうというような見解ということでしょうか。

(事務局)

はい。

建物につきましては、実際に事業者の方に設置が可能かどうかを見ていただく必要がございます。また、設置する方法としましては、PPAやリースといった方法があり、例えば、PPAですと、事業の採算性も問われてまいります。設置スペースがあるからといって、全ての施設に設置されていくわけにはいかないかもしれませんが、地域脱炭素化促進事業の一義的な目的として、まずは、事業者の方に促進区域を「見える化」していくこととしておりますので、達成されることを担保されたものではございません。

よろしくをお願いします。

(箕島会長)

東委員をお願いします。

(東委員)

生み出された電力をどのように使うのか。自家消費を考えているのか、それとも電力会社にFITで売ることか。まだ、そこまでの検討はされていないということですか。

(箕島会長)

事務局をお願いします。

(事務局)

地域脱炭素化促進事業制度に基づき、地域経済や地域課題を解決することに貢献する事業としてご提案をいただくということになりますので、その事業で生み出された電気は、売電するのではなく、地域内で消費できるような事業提案を受けることを想定しております。

ただ、促進区域において、この制度を活用せずに、太陽光発電施設を設置することも可能とされております。阿南市としては、できるだけこの事業を活用していただきたいと考えているところで、今後は、この事業

で生み出された電気や経済的な効果を、どのように地域に役立てられるのか、例えば民間事業者とのマッチングなど、提案事業者から相談があれば、適切に対応できるよう、地域住民や民間事業者のニーズなどを把握しておくことも今後の課題であると考えております。

(東委員)

わかりました。

(箕島会長)

ほかにご意見ご質問ございますか。

(豊岡委員)

大変素晴らしい取組だと思います。前向きな姿勢というか、市の意思も示せますし、市民にとっても、メリットがあるということの意味することなので、非常に素晴らしいと思います。

そして、まだこれから検討ということですので、ぜひともESG投資ですとか、公募債であるとか、投資の方々も呼び込むような、市民の方々も参加ができるような仕組みであるとか、事業者の中には皆さんRE100を宣言している市内事業者さんたくさんいらっしゃるの、カーボンプレジットとして、これを事業者に使っていただけるような仕組みであるとか、直接使っていただく新電力を通してグリーン電力を売るというのでも構わないであろうと思いますけれども、ぜひ、この事業の価値をいろんな高め方をしていただけるような検討をしながら、単に候補地を「見える化」する、情報提供をして市民の方々に見せていくというだけではなく、さらに金融機関とか事業者も巻き込んで、いろんな価値をこれに生み出すような、取組にしていきたいので、要望させていただきます。

(箕島会長)

はい、ありがとうございます。

ほかにご意見等ございますか。

オブザーバーの方、ご意見はございますでしょうか。

(小林オブザーバー)

徳島県の小林でございます。

実は、先週の1月19日に環境省主催の、都道府県の担当者会議で、地域脱炭素化促進事業制度に基づく「都道府県基準策定説明会」というのがありました。そこで、促進区域を設定する前の「都道府県基準」というのを策定しているのが、長野県と徳島県しかありませんので、先行自治体ということで徳島県の取組を紹介させていただきました。そこでいろいろデータが出てきておまして、1月現在で、この促進区域へ設定しているのが、全国の自治体で1,700あるうち、3自治体しかない。

さらに検討中であると答えているのが、25自治体市町しかない。1,700ある中で、阿南市が、こういった全国にも先んじる形で、促進区域を設定していただいているということは非常に素晴らしいことだと思っております。県としても、できる限りご協力をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(箕島会長)

常富オブザーバー、三田オブザーバー、いかがでしょうか。

(三田オブザーバー)

先ほど、小林様からもありましたが、促進区域を設定が、まだまだこれから増えていくところなんですけれども、環境省としては現在、先行地域づくりですとか、重点対策加速化事業といった事業の中で、促進区域内での事業に上乘せがあったりとかあるんですけれども、ちょっとまだまだインセンティブを、これから庁内でも検討していくっていうふうな流れとなっておりますので、阿南市の促進区域設定に関してはすごく期待をしているところでございます。

(箕島会長)

どうもありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。そうしましたら1項目から3項目までの協議はこれで終了したいと思います。

次に、4項目から6項目について、一括して協議したいと思います。

4項目からは、地域脱炭素化促進事業を実施するにあたっての地域貢献や環境保全等の要件が設定されています。

今後、市においてパブリックコメントを実施予定ですので、協議会として、これからの阿南市にとって望ましい太陽光発電事業のあり方を検討し、協議を整えておきたいと考えています。

これらのことについてご意見のある委員の方はご発言をお願いします。

オブザーバーの方、何か意見ございますか。Webで参加の環境省の方、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上の6件の事項については概ね合意が得られたものとします。

事業の実施に向けては、事業計画の認定手続きなどについても確認しておく必要があります。

次回の会議ではそうした手続きに係るガイドラインが示される予定とのことですので、引き続き協議していきたいと思っております。

## 議題 5 阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)改定版の素案について

(箕島会長)

次に、「阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)改定版の素案について」を議題とします。

素案の内容について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)改定版の素案についてご説明をさせていただきます。

「資料3」と「資料5」と「資料5-2」に基づき、説明をさせていただきたいと思います。

まず、「資料3」をお開きください。

左側に「今後の進め方」という欄がございます。前回の会議で、短期的な実践計画をご協議いただきまして、その後、実践計画を取りまとめ基礎調査、また見直し方針を立てて素案の作成をいたしました。今後は、市民等にパブリックコメントをして原案の作成に取り組んでいくという形にしております。

右側の見直し方針についてです。

現計画の進行管理では、5年ごとに削減目標をめざすこととしておりますが、これまでの間、地球温暖化対策推進法が改正され、本市も「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言いたしました。

こうした状況の変化にも対応した実行計画とするため、「将来像」の見直しをはじめ、多岐にわたる内容の見直しや項目の追加を行っております。

その概要を、資料の右側に掲載しております。

全体の構成としましては、現計画「7章立て」から「15章立て」に再編しております。

その概要としましては、第1章から第7章は、計画に関する基本的な事項や温暖化対策を巡る現状など、



第8章から第10章までは、計画の構想や政策の内容を、第11章と第12章は、取組目標を、第13章は、地域脱炭素化促進事業に関する事項を、第14章と第15章は、計画の推進体制などを編集しております。

このうち第8章の計画の方針につきましては、現計画の内容を踏襲しつつも、第9章の実現したい将来の姿は低炭素社会から脱炭素社会の実現をめざす目標として再設定し、その実現に向けては、実効性を重視した施策を短期集中で取り組んでいくことを強調しております。

なお、アンケート調査の結果や地域脱炭素化促進事業の補足説明などは、別冊資料編に掲載することとしております。

それでは、素案の中身について、順を追って、ご説明をさせていただきますので、資料5をご覧ください。1ページをお開きください。

いきなりではありますが、第1章のタイトルの事項の「項」が印字されておられませんので修正しておきます。失礼しました。

「計画の目標」について、本計画は、市民・事業者・行政など地域に関わる全ての主体が、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの導入・使用に積極的に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会の実現し、次の世代に豊かな自然と多様な産業が調和したまちを残すことを目的としております。

「計画の位置づけ」について温対法第21条第4項の規定に基づく「地方公共団体実行計画」として改定し、温室効果ガスの排出量の抑制等に関係のある個々の行政計画との整合を図りながら、市全体として温暖化対策に取り組んでいくこととしております。

2ページをお開きください。

計画期間は2030年度までとし、目標年度は、2025年度を短期、2030年度を中期、2050年度を長期として設定し、市民・事業者・行政が協働して計画を推進することとしております。

3ページからの第2章「市の概要」につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

7ページからは、第3章「気候変動の現状と将来予測」として、気象庁や徳島地方気象台から提供いただきました、気象等に関する最新の統計データを用い、地球温暖化の影響や気候変動の将来予測などを説明しております。

15ページからは、第4章「地球温暖化を取り巻く動向」として、近年における「国際的な動向」をはじめ、「我が国における地球温暖化対策の動向」、また 22 ページからは「自治体の動向」として、徳島県や阿南市の取組を掲載しております。

阿南市の取組(4)では、現在「ゼロカーボンシティ」の実現をめざすシンボルとなるロゴマークを募集しており、決まり次第、追記することとしております。

次に、25ページからは、第5章「地球温暖化に対する意識と行動」として、市民及び事業者の皆様を対象に行いましたアンケート調査の結果を掲載しております。

まず、市民アンケートでは、およそ20代から70代までの264人の方からWebで回答をいただきましたので、その結果をピックアップしてご説明させていただきます。

問2では、9割近くの方が差し迫った問題であると回答。

問5では、ほとんどの方が「クール・チョイス」の運動を知らないと回答。

問7では、6割の方が「エネルギー資源は自給自足を図るべき」だと回答。

問 9 では、市の対策として、「再エネの導入促進」「企業等の省エネ支援」「公共施設の脱炭素化」「事業者の脱炭素経営への転換支援」といった回答を多くいただいております。

問11では、2030年に向けての取組の方向性として、「市民・事業者に脱炭素化に向けた活動が浸透しているまち」が最多となっています。

また、温暖化対策に関する行政への意見として、「もっと情報発信をしてほしい」「わかりやすいメリットがなければ省エネ行動はしないと思う」「自然への畏敬の念をもち、未来に受け継いでいく環境教育を進める必要がある」といった、様々なご意見やご提案をいただいております。

25ページからは、事業者向けに行った「脱炭素経営等に関するアンケート調査の結果」を掲載してござ

す。

10月下旬から2か月間、WEBによるアンケートに加え、1,241事業所に紙によるアンケート調査を実施し、12月末現在で427事業所から回答をいただいております。

問1では、8割以上の事業所が「脱炭素化の取組が必要である」と回答、問3では、その必要性について「SDGs目標」や「ESGへの対応」が最も多く、「自社のブランド力・認知度向上」や「ビジネスチャンスの拡大」といった企業の成長につながる動きは、少数にとどまっています。

問4では、脱炭素経営への転換を図るためのセミナー等への参加について、8割近い事業者が関心を持っているものの、人的・時間的余裕がないといった課題も聞かれました。

問7では、6割の事業所が「国等の補助金を活用したことはない」と回答。

問9では、9割近くの事業所が「温室効果ガス排出量を把握していない」と回答。

問10では、脱炭素経営を推進していく上での課題について、「専門知識やノウハウの不足」が最多で、「取組方がわからない」といった回答も多くいただきました。

問11・問12では、「環境配慮の取組の求め」については、取引先と双方において8割程度が「求めている」と回答し、サプライチェーン全体での脱炭素化に取り組む動きは、市内の事業所には、まだ及んでいないものと考えられます。

問17では、脱炭素経営を実践していくために行政に期待することとして、「省エネ・再エネ設備の等の導入に対する助成や融資」が6割を最も多く、「温暖化対策や省エネに関する情報提供」「脱炭素経営を学ぶ機会の提供」といった回答も多くありました。

問18では、2030年に向けての取組の方向性として、「循環型社会が実現しているまち」が最多となっています。

また、温暖化対策に関する行政への意見として、「企業と行政が同一目標を持って検討・議論する機会があればいい」「バリエーションのある優遇措置や、補助制度を打ち出してほしい」、「偏ったエネルギー施策ではなく全てのエネルギーを検討すべき」といった、ご意見ご提案をいただいております。

33ページをお開きください。

第6章では、「温室効果ガス排出量等の現状」として、我が国及び徳島県のほか、本市の現状について、環境省から公表されております「自治体排出量カルテ」などのデータを用いて説明をしております。

本市の状況につきましては、第1回会議におきまして説明をさせていただきましたので、今回は省略をさせていただきます。

41ページをお開きください。

第7章では、「再生可能エネルギーの現状」として、本市における再エネ導入の状況や再エネ導入ポテンシャルについて、環境省が公表している「自治体再エネ情報カルテ」などのデータを用いて説明しています。

43ページをお開きください。

第8章では、「計画の方向性」として、本市の課題、計画の方向性をまとめています。

このうち課題としては、「省エネルギーに関する課題」「持続可能なエネルギー利用に関する課題」「まちづくりに関する課題」として整理し、それら課題解決に向けた方針として、5つの基本方針に、それぞれ施策の柱を定めています。

この基本方針及び施策の柱については、現計画の内容と同じとしておりますが、計画を推進するに当たっての5つの「基本スタンス」を設けております。

ここでは、現計画に位置づけた基本スタンスに、3つ目の「地域循環共生圏」形成の考えを踏まえること、5つ目の「総花的ではなく、実施可能で効果の高いものを基本として施策を実践しつつ、取組を強化していくこと」を明確に打ち出しています。

45ページをお開きください。

第9章では、「実現したい将来の姿」として、2050年までに実現したい姿を、「環境と経済が好循環するゼロカーボンシティあなん」と設定し、持続可能な脱炭素社会の実現をめざしていくこととしております。

46ページからは、第10章「基本方針に基づく施策」として「5つの柱」に「37の施策」を関連づけて、体系立てています。

47ページからは、具体的な施策の内容を記載しておりますが、この部分は、別の資料で説明をさせていただきたいので、「資料 5-2」をご覧ください。

この資料は、現計画における施策の見直し内容を記載した資料でございます。

削除した箇所や追加した箇所に、その理由を付記しております。

削除した内容については、市として対応が難しいことや現状と合わなくなっていることなどが主な理由でございます。また、追加した施策については、短期的な取組として新たに実施することとしたものや、本協議会からの意見を反映させていただいたものでございます。

個々の説明は省略をさせていただきますが、こうした点検等を行った上で施策の見直しを行っております。

「資料 5」にお戻りいただきまして、54 ページをお開きください。

「2025年度までに集中的に進めるべき取組事項」として、2030年度の中期目標、2050年度脱炭素社会の実現への貢献という、2つの時間軸の目標を達成するため、2025年度までに集中的に進めるべき取組を、基本方針に基づく施策の中から抽出し、「脱炭素ロードマップ」として別に示すこととしております。

このロードマップは、議題2でご協議いただきました「3か年の実践計画」(案)を基に作成することとしており、次回の会議でお示しをさせていただきたいと考えております。

55ページをお開きください。

第11章では、「温室効果ガス排出量等の削減目標」として、県の実行計画の目標を踏まえ、2030年度中期目標を、2013年度比 50%削減と定め、また、2050年度までに温室効果ガス実質ゼロにする長期目標を掲げております。

また、57ページでは、徳島県の森林整備計画に基づく「森林のCO<sub>2</sub>吸収量」の予測として、2030年度「4万1,000t-CO<sub>2</sub>」としております。また、海洋植物吸収源の再生についても、国や専門機関等の動向を注視しながら、豊富な海洋資源を有する本市として、有効な対策を研究・検討していくこととしております。

59ページをお開きください。

第12章では、「再生可能エネルギー導入目標」として、2030年度における太陽光、風力、水力、バイオマス発電の導入目標を掲げております。

このうち太陽光発電につきましては、これまでの導入量の伸び率を参考にして、目標値を算出しておりますが、その他のエネルギーにつきましては、地域脱炭素化促進事業の実施の見通しが立っていないことや、現時点において民間等における新たな再エネ導入計画を把握できていないことなどから、現状の導入量を据え置いておりますが、今後も情報収集に努め、太陽光発電と同様、地域に望まれるエネルギー事業の導入を促進してまいりたいと考えております。

60ページから 62ページまでは、議題4におきましてご協議をいただきました、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を掲載しております。

63ページをお開きください。

第14章では、「市民・事業者・行政の役割」として、脱炭素社会の実現に向けた決意として、それぞれの立場における役割や期待される取組を掲載しております。

65ページでは、第15章「計画の推進・進行管理」として、本計画を確実に実行していくための推進体制を明らかにし、また阿南市環境保全推進協議会を、温対法で規定されている「地方公共団体実行計画協議会」として位置付けることなどを記載しております。

最後に、計画の進行管理として、最新の情報を収集しつつ、毎年度、進行管理を行うとともに、国や県において温室効果ガスの削減目標の見直しが行われた場合は、それらを参考に計画の見直しを行うこととしております。

素案の要点についての説明は以上でございます。

ご協議のほどよろしくお願いたします。

(箕島会長)

ありがとうございました。

それでは、「資料5」の表紙の裏に目次がございますので、それをご覧いただけますでしょうか。1章から15章までございますが、1章から7章までが「序論」、8章、9章が「基本構想」、10章から12章までが「基本計画・基本目標」、13章は「地域脱炭素化促進事業に関すること」、14章からは、「各主体の役割と計画の進行管理」となっていますので、大枠ごとに内容を確認していきたいと思ひます。

まず、第1章から第7章までを一括して協議をします。

ご意見のある方はご発言をお願いします。

(岩浅委員)

4章、21ページに、④30by30(サーティ・バイ・サーティ)の取組を入れていただいております。「ポスト2020生物多様性枠組」案となっておりますが、これはご認識されていると思ひますが、昨年12月に世界目標決まりましたので、それに合わせた形で修正いただければと思ひます。

30by30は、次の生物多様性の国際目標の主要な目標ではあるんですが、もっと広くいろいろ目的、目標が決まっておりますので30by30に限らず、もう少し重要な目標を入れていただけたらいいのかなと。全体的に生物多様性とスタンスの連動というところが今非常に重要で、その視点は以前も発言しました。阿南市は、「生物多様性地域戦略」を先駆けて作っていて、1,700ある自治体でも5%ぐらいの市町村しか作っていないわけです。今後、その国際目標に合わせてこれリバイスしていくと思うのですが、そういった意味でも、生物多様性の視点とスタンスの連動というところを、もう少し深く、ここは30by30の話に限らず、全体にわたって分量を充実していただけたらありがたいと思ひています。

もう1つは、先ほどの議論でも出ましたが、ビジネスとの連動で、ESG投資の話と連動して、その国際枠組みとしてのTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)であるとか、TNFD(自然関連財務開示タスクフォース)の議論も進んで、もういよいよ実行段階に入ってきていますから、そういった国際的な動きも、要はビジネスと金融、グリーン経済ってことなんですが、もう少し世界のトレンドとして、書いていただけたらいいのかなと思ひます。

以上です。

(箕島会長)

ありがとうございました。

要望でよろしいですか。

(事務局)

参考にさせていただきます。

(箕島会長)

ほかにご意見等はございますでしょうか。

(坂田委員)

25ページからのアンケートについては、すごく勉強になったというか、予想以上に事業者の方、消費者の方に、SDGsのことが認識されていないということがアンケート結果を見てわかり、もっと努力をしないといけないのかなと思ひました。

意見ですが、阿波銀行は、現在、SDGs推進室を5名体制としております。この組織の部で5名というのは結構多い方であって、事業所のセミナーをしたり、例えば小学校に行って、ゲームを使って SDGsを深く理解するという講義も開いています。営業面では、結構こういうことを提案していきながら、SDGs宣言書を一緒に考え、この会社は SDGs宣言をしていると、毎日プレス発表しています。しかし、それ以外のところで、結構漏れがあると思うので、また阿南市とも連携して、情報をいただければ、出前授業などいろいろしていきたいと思います。SDGsの認識に関して、より一層高度化していくために、金融機関一緒になってやっていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

(箕島会長)

どうもありがとうございます。

ほかに、ご意見ございますでしょうか。オブザーバーの方、何かございますか。

よろしいですか。

ないようですので、次に第8章と第9章について議論したいと思います。

何かご意見ございますか。

(岩浅委員)

45ページのところで、「環境と経済の好循環」というところで、確かにこれはその通りなんですけど、今もう1つ重要なのが、やはりコミュニティなんです。

ぜひ脱炭素の施策の生物多様性と連動した脱炭素政策を通じて、そのコミュニティの活性化っていう側面もあるといいように私自身は思いました。以上です。

(箕島会長)

どうもありがとうございます。

参考にするとということでよろしいでしょうか。

(事務局)

参考にさせていただきます。

(箕島会長)

第8章と第9章について、ほかにご意見はございますでしょうか。

ないようですので、次の第10章から12章、基本計画、基本目標についてですが、何かご意見はございますでしょうか。

委員の方々、何かございますでしょうか。オブザーバーの方、何かございますか。

ないようですので、第10章から12章は審議済みということにしたいと思います。

第13章は協議済みですので、次の第14章及び第15章ですが、それについて何かご意見ございますでしょうか。

(豊岡委員)

59ページ、12章の「再生可能エネルギーの導入目標」について、発電目標しか入っていないくて、ここにも熱の目標が入っていないですね。何度も言いますように、エネルギーのうち半分は熱ですので、温浴施設、福祉施設、ゴルフ場とかでもたくさん熱使っていますので、ぜひ、熱にも目を向けていただいて、熱の導入目標も入れていただければと思います。以上です。

(箕島会長)

どうもありがとうございます

(事務局)

検討します。

(箕島会長)

検討するということです。ほかに何かご意見はございますでしょうか。

(岩浅委員)

今の59ページのところでちょっと考え方を聞かせていただきたいんですけど。

水力発電とバイオマス発電が、2025年、2030年も同じ数字になっていて、これが目標と言えるのかどうか、それとも何か制約があるのか。意欲的な目標設定するというところに全体の方針としてはなっていたと思うんですけど、お考えをお聞かせください。

(箕島会長)

先ほど一応説明をされていましたが、もう一度ご説明いただけますか。

(事務局)

はい。

現段階で促進区域の設定の検討などが進んでおりません。また、民間のレベルでもまだこういった新たな事業展開というのが、現時点では、情報をつかめておりませんので、確実な数値としては計上することができないのが現状であります。

市としましては、民間の動向などを踏まえ、目標として定められるようになってから、具体的な数値の検討をしたいと考えているところでございますので、現時点では、目標数値は据え置いた形となっております。

(岩浅委員)

ありがとうございます。

その点について、初めて見る人にもわかりやすくするために、注釈を入れてもいいかも知れません。

以上です。

(箕島会長)

ご質問が出るのもっともでございます。2025年度、2030年度にその当該箇所については、例えばダッシュにアスタリスクをつけて、説明を加えるとか、その方がよろしいかと思えます。

何かほかにご意見はございますでしょうか。

オブザーバーの方もよろしいですか。

どうもありがとうございました。

まだまだ意見もあるかと思いますが、時間の制約もございますので、議題5についてはこれで終えます。新たに出された意見等については、今後の参考にしていただければと思います。

以上で、本日予定しておりました議題は、全て終了しました。

最後に表原市長からお言葉をいただきたいと思えます。

(表原市長)

改めまして、今回は第3回ということでお集まりを賜り、長時間にわたり前向きなご意見を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。また、公務により遅参してしまいましたことをお詫びを申し上げます。

昨日、一昨日と、都内に出向いております、2日目に全国市長会がありました。その中で、私は、経済委員会に所属しております。国では、次に向けての成長戦略として、当然ながらGX(グリーン転換)そしてDX(デジタル転換)を進めていく中で、令和5年度の予算において、大幅にメニューを増やして、それに対する予算の増額案も示していただいております。

先ほど、豊岡委員さんも述べられておりましたとおり、国においても様々なメニューが十分に用意をされている。それに対して先駆的に取り組んでいる自治体が、先ほど小林オブザーバーの方からもありました通り、徐々に始まってきているということです。

何を申し上げたいかということですが、要は、ここから先の数年間で早く取り組んだところと、遅きに失ってしまったところで、大きな差が出てくるということが一つ。

もう一つは、どれだけ地域の特性を上手にくみ取って、そして地域の中にある資源をどれだけ有効的に活用していただけるかです。

なんでもかんでも総花的にやるのではなくて、どこを尖らせて組み合わせ、その地域ならではの確かに脅かされることのない価値を生み出して、それを域内で循環をさせて、そして岩浅委員さんにおっしゃっていただいた通り、コミュニティの形成などにもつなげていく。そして、それを持続可能なまちづくりのエンジンにしていくということが、私たちに求められていると思っております。

この場には、金融業界、そして産業界そして学術そして自治体においては国県市と様々なセクションの方が一堂に会していただいております、本当に真剣に議論をいただいております。これを必ずや、次世代に向けての市民の幸せに私としてはつなげてまいりたいという固い決意がございますので、引き続き、具体的なアクションに向けての、スピード感を持った議論、そして取組につなげていきたいというふう存じておりますので、何卒、引き続きのお力添えを賜りますよう、謹んでお願いを申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

(箕島会長)

ありがとうございました。

事務局から連絡等がありましたらお願いします。

(事務局)

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきましてありがとうございました。

本日の会議で出されたご意見ご要望等に関しましては、庁内で共有し、計画の見直しの参考とさせていただきます。

なお、本日の会議録は、各委員等にご確認いただき調整のうえ、市のホームページに掲載をさせていただきます。

次回の会議は5月を予定しております。

詳細な日時につきましては後日ご連絡をさせていただきます。

本日の会議においていただいたご意見及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、区域政策編(改定版)の原案をお示したいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(箕島会長)

ありがとうございました。

本日の議事はこれで全て終了しました。

委員の皆様には、スムーズな進行にご協力を賜り、ありがとうございました。  
以上で本日の会議を閉じたいと思います。  
どうもありがとうございました。

3 閉会 11:50